

草木灰提供に関する協定

厚木市（以下「甲」という。）と株式会社都実業（以下「乙」という。）は、乙が生産する草木灰の取り扱いについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市内事業者等から排出されたせん定枝をリサイクルすることにより、循環型都市の実現を目指すことを目的とする。

（連携協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力をする。

（1）甲の責務

ア 乙が提供する草木灰を市民に対し無償配布すること。

イ その他、甲乙協議の上、必要と認めたもの。

（2）乙の責務

ア 甲に対し乙が生産した草木灰のほか、必要な物品（以下「草木灰等」という。）を無償提供すること。

イ 厚木市環境センター及びその他指定した公共施設に草木灰を運搬すること。

ウ その他、甲乙協議の上、必要と認めたもの。

2 甲は、前項に定める事項を履行するために、市民が持ち帰りやすい環境を整えるよう努めなければならない。

3 乙は、第1項に定める事項を履行するために、草木灰の品質や安全性を確保し、そのことを証する書面等を甲に説明の上、提出しなければならない。

4 乙は、草木灰を安定的に供給できるよう努めなければならない。

（費用負担）

第3条 本協定の履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

ただし、期間満了の3か月前までに、甲、または乙から書面による特段の申し出がなければ、さらに1年間更新するものとし、以降も同様の扱いとする。

(協議)

第5条 本協定の履行に関して疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(本協定の変更)

第6条 甲又は乙から、本協定の内容について変更の申し出があった場合、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年10月28日

甲 神奈川県厚木市中町三丁目17番17号
厚木市長 山口 貴 裕

乙 神奈川県鎌倉市城廻640番地3
株式会社 都実業
代表取締役 生 川 誠 司